

精神障害者の交通運賃割引制度の拡充を求める意見書

障害者に対する交通運賃割引は、身体障害者については旧国鉄時代の昭和 25 年から、身体内部障害者は平成 2 年から、知的障害者は平成 3 年から実施されてきた。運賃割引を実施している交通機関等事業種は現在、J R、民間鉄道、航空、旅客船、バス、タクシーのほか、高速道路に及んでいる。

しかし、精神障害者については、平成 9 年～10 年当時、精神障害者家族の全国団体が主として J R 運賃割引を求めて大規模な署名運動を実施しているが、割引は実現せず、以後、全国的には一部の路線バス、民間鉄道などが割引を行うようになったものの、精神障害者を除外するという差別の体制は基本的に変わっていない。

精神障害者家族会の全国組織である全国精神保健福祉会が実施した精神障害者に対するアンケート調査結果（回答者約 4,800 人）によると、精神障害者の 1 カ月の平均収入は約 6 万円、無年金者は約 20%に上った。そして、交通費の負担が大変なため、「作業所に行くのをやめた」「どこにも出かけないようにしている」「外出は自転車で行ける範囲」という深刻な実態が明らかになった。

近年、障害者関係の法制は集中的に整備され、とりわけ平成 26 年 2 月に政府が批准した国際法・障害者の権利に関する条約はその第 20 条で「障害者自身が、自ら選択する方法で、自ら選択する時に、かつ、負担しやすい費用で移動することを容易にすること」と明記し、第 4 条で「障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するための全ての適当な措置をとること」「この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること」とうたっている。

精神障害者の自立や社会参加の機会をより一層推進するためにも、障害者の交通運賃割引制度の対象から精神障害者だけを除外することなく、上記の障害者の権利に関する条約の理念や趣旨に沿うべきであると考えます。

よって、国においては、精神障害者にも身体障害者及び知的障害者と同等に交通運賃割引が速やかに実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成28年 3 月17日

沼津市議会